明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務四七）　一
○大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（環境一五）　四
〔告示〕
○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件（総務一七五）　六
○船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同一七六）　七
○船舶自動識別装置の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件の一部を改正する件（同一七七）　七
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同一七八）　八
○インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同一七九）　八
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、第四十回下水道技術検定実施・第二十八回下水道管理技術認定試験実施関係　一八
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　二〇
会社その他
会社決算公告　三

省令

○総務省令第四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月七日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五ＭＨｚ並びに」を削り、「及び」を「、Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五ＭＨｚ並びにＦ一Ｄ電波一六一・九七五ＭＨｚ及び一六二・〇二五ＭＨｚの電波を」に改め、ただし書を削る。

第十五条の三第五号⑾中「第四十九条の二十四第六項」を「第四十九条の二十四第六項第一号」に改め、同号中⑮を⑯とし、⑫から⑭までを⑬から⑮までとし、⑾の次に次のように加える。

⑿　設備規則第四十九条の二十四第六項第二号に規定する技術基準

第四十一条の二の六第八号を次のように改める。

八　船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

⑴　Ｆ二Ｂ電波又はＦ三Ｅ電波一五六ＭＨｚから一五七・四五ＭＨｚまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備

⑵　簡易型船舶自動識別装置（⑴に掲げる無線設備と併せて設置する場合を含む。）

⑶　⑴又は⑵に掲げる無線設備及び第十二号のレーダー

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二十八項中「インマルサット携帯移動地球局の」の下に「インマルサットＤ型のうちＧ一Ｄ電波を受信する受信装置、」を加える。

第四十一条第四項中「二ワット以下」を「〇・七ワットから一・四ワットまでの間」に改める。

第四十五条の三の三の二第二号の表変調方式の項中「ＧＭＳＫ」の下に「（最小偏移変調であつて、ガウス型低減フィルタにより帯域を制限したデジタル信号を用いるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第四十五条の三の四第一項第一号ハ中「送受信」を「受信」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　送信装置の条件

区別	条件
変調方式	ＧＭＳＫであること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビット（許容偏差は百万分の五十とする。）であること。